

## 第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画の概要

### 1 計画策定の目的及び背景

屋久島では、平成7年から平成17年までの10年間を比較した研究からヤクシカの分布域の拡大や生息数の増加が確認され、平成27年度に実施された各機関の調査では、21,000～31,000頭程度が生息すると推定されており、ヤクシカによる農業被害、生活環境被害及び生態系被害が顕在化している。これらの被害に対処するため、関係行政機関では各種計画を策定し、それらに基づくヤクシカ対策を行ってきたが、生息数のモニタリング調査の結果では、島内各地での推定生息密度が依然として高い状態となっており、世界自然遺産地域を含む全島的なヤクシカ対策の実施と充実が課題となっている。

このため、ヤクシカ対策を実施する関係行政機関では、ヤクシカ個体群の安定的な維持、生態系被害及び農業被害の軽減並びに世界自然遺産としての顕著な普遍的価値の保全・回復を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画を環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町の4者共同で策定し対策を進めている。

今回、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間満了に伴い、計画の改訂を行うことにより、引き続き対策を講じていく。

### 2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 ヤクシカ

(2) 計画の期間

平成29年4月1日～令和4年（平成34年）3月31日の5年間  
(第12次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域  
屋久島

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

|          |   |
|----------|---|
| 世界自然遺産地域 | 生態系被害やヤクシカの生息状況をモニタリングし、適正なヤクシカの生息密度を検討しながら、生物間相互作用のバランスがとれた生態系の状態にすること   |
| 屋久島全体    | 狩猟による捕獲や被害防止柵の設置などの取組の継続を前提に、農林業被害や生活環境被害を感じない程度に人とヤクシカが共生する状態にすること<br>当面の捕獲目標としては、国の半減目標（平成35年までの10ヵ年）に準じたシミュレートにより、計画的な捕獲を推進する。 |

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ) 狩猟による捕獲数の制限解除（法第14条第3項）

1人1日当たりの捕獲頭数を無制限とする（但し、捕獲後埋設等の処置が実施できる範囲とする）

ウ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

エ) 禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能を備えていないくくりわなの使用禁止」 ←

## 第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画策定スケジュール(案)

鹿児島県自然保護課

|   |            |
|---|------------|
| <b>(1) 令和3年度第1回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカワーキンググループ合同会議開催(スケジュールの提示等)</b>   | 令和3年6月29日  |
| <b>(2) 計画(案)の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町での調整・検討</li> <li>・特定鳥獣保護管理検討委員及びヤクシカワーキング・グループ委員等への意見聴取</li> <li>・利害関係人への意見聴取</li> </ul> | 令和3年7月～11月 |
| <b>(3) パブリック・コメントの実施</b>  | 令和3年12月    |
| <b>(4) 県環境審議会へ諮問</b>  | 令和4年1月     |
| <b>(5) 県環境審議会鳥獣部会開催・答申</b>  | 令和4年2月     |
| <b>(6) 令和3年度第2回特定鳥獣保護管理検討委員会及びヤクシカワーキンググループ合同会議開催(計画(案)の提示等)</b>  | 令和4年2月     |
| <p>※合同会議開催の時期によっては、(5)県環境審議会鳥獣部会開催・答申と前後する場合がある。</p>  |            |
| <b>(7) 公表</b>   | 令和4年4月1日   |